

製造・加工事業者創出促進事業補助金 Q&A

質問一覧

- Q1 「消費者」に、法人や団体、個人事業主は含まれますか。
- Q2 消費者向けに販売できる状態にするために、次の工程を他社が担っている場合は対象となりますか。
- Q3 「消費者向けに販売する」とは、不特定多数の消費者ですか。それとも、特定の消費者でも良いですか。
- Q4 消費者への販売は、自社で行わないといけませんか。
- Q5 ネジの製造は対象になりますか。
- Q6 「相当程度の付加価値」とは、どのようなことを指しますか。
- Q7 日本標準産業分類とは何ですか。また、どのように調べたら良いですか。
- Q8 食肉卸売業を行っていますが、製造業ではないため対象外ですか。
- Q9 同じ原材料から複数の製品を製造していますが、それら全てが対象工程となりますか。
- Q10 新規雇用者の定義にある「対象工程を行うことに関連して…雇用した者」とは、新規雇用者は必ず対象工程内の業務に従事しないといけないということですか。
- Q11 NPO 法人や一般社団法人などは対象になりますか。
- Q12 個人事業主として創業後、法人成りしました。法人成り後 10 年経過していませんが、申請できますか。
- Q13 申請日時点で市内に事業所がありませんが、対象になりますか。
- Q14 申請日時点で製造業を営んでいませんが、対象になりますか。
- Q15 対象工程の一部を他社に委託して良いですか。
- Q16 「人員削減を行わずに労働生産性を向上させること」とありますが、機械を導入することにより人手が不要となる場合はどうすればよいですか。
- Q17 補助対象設備等を賃借する場合も、ふるさと納税寄附金を活用している旨の表示を行わなければいけませんか。
- Q18 ふるさと納税寄附金を活用している旨の表示を行うための工賃（刻字、看板等の制作費など）は取得額に含みますか。
- Q19 機械の設置費は取得額等に含みますか。
- Q20 既に補助対象事業に該当する製造業を営んでいる場合、機械等の更新のために申請することはできますか。
- Q21 補助対象設備等の要件に該当する機械が多くあるため、補助金の上限額に達する必要最小限のみで申請しても良いですか。
- Q22 「相当程度の付加価値」を与える工程ではない工程に要する機械や倉庫等は補助

対象となりますか。

- Q23 家屋を建設する予定ですが、令和 8 年 3 月 31 日までに工事が完了しなかった場合、完了している分について補助の対象となりますか。
- Q24 加工場に完成品の販売店舗を併設する場合、当該店舗の建設や店舗で使用する機械は補助対象となりますか。
- Q25 補助対象設備等について 10 年間の賃貸借契約を結ぶ予定です。令和 8 年 3 月 31 日までに 10 年分の賃借料を支払えば、全額が補助の対象となりますか。
- Q26 申請書等に押印は必要ですか。また、必要であれば、どのような印鑑を使用すればよいですか。
- Q27 印鑑を押印した様式は、郵送で提出しないといけないですか。
- Q28 市税に未納がないことの証明書はどこで取得できますか。
- Q29 交付決定はいつ頃に通知されますか。
- Q30 リース契約や賃貸借契約をしているため、補助対象設備等の課税評価額については把握していませんが、課税評価額が分かるものはどのように提出したら良いですか。

Q&A

- Q1 「消費者」に、法人や団体、個人事業主は含まれますか。
- A1 含まれません。よって、原則、法人や団体、個人事業主向けに販売（納品）する製品等の製造は対象外です。
- Q2 消費者向けに販売できる状態にするために、次の工程を他社が担っている場合は対象となりますか。
- A2 当該工程が、製造した製品に「相当程度の付加価値」を与える工程（Q6 参照）でない場合は対象になります。一方、「相当程度の付加価値」を生む工程である場合は対象になりません。
- 【対象になる場合の例】
- 次の工程がラッピングや箱詰めなど、「相当程度の付加価値」を与える工程ではない場合。
- 【対象にならない場合の例】
- 自社で製造しているものが完成品の一部品であるなど、次の工程が「相当程度の付加価値」を与える工程である場合。
- （例：自動車部品の製造など）
- Q3 「消費者向けに販売する」とは、不特定多数の消費者ですか。それとも、特定の消費者でも良いですか。
- A3 特定の消費者でも結構です。例えば、消費者からの受注により生産する場合（オーダーメイド品など）も対象となります。
- Q4 消費者への販売は、自社で行わないといけないですか。
- A4 自社では販売せず、他社で販売いただいても結構です。
- 例えば、小売店（スーパー、百貨店、家電量販店など）で販売する場合や、OEMのように他社ブランド商品の製造を行う場合も対象になります。
- Q5 ネジの製造は対象になりますか。
- A5 対象になる場合とならない場合があります。
- なお、同一の製品が、以下の対象になる場合としない場合の両方にあてはまる場合は、原則、対象になるものとして扱います。
- 【対象になる場合の例】
- ホームセンター等の小売店での販売用のネジを製造している場合。
- （理由）消費者向けに販売する製品であるため。

【対象にならない場合の例】

機械製造業者や工務店等への納品用のネジを製造している場合。

（理由）消費者向けに販売する製品ではないため。

Q6 「相当程度の付加価値」とは、どのようなことを指しますか。

A6 総務省より示されている「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q&A(令和 6 年 6 月 28 日付け総税市第 65 号)」を参考とし、以下のような工程は、「相当程度の付加価値」を与える工程にはあたらないと考えます。

【「相当程度の付加価値」を生む工程にあたらないものの例】

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

Q7 日本標準産業分類とは何ですか。また、どのように調べたら良いですか。

A7 日本標準産業分類とは、統計を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものです。（総務省 HP より）

【参考】総務省「日本標準産業分類」

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

国の統計サイトである e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>) から、あてはまる業種をお調べください。なお、事業計画書（別記様式第 2 号）に記載いただく業種は、細分類を記載してください。

（例：漬け物（たくあん）を製造している場合）

大分類 E 製造業

中分類 09 食料品製造業

小分類 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

細分類 0932 野菜漬物製造業

Q8 食肉卸売業を行っていますが、製造業ではないため対象外ですか。

- A8 食肉卸売業を行う中で生じる加工工程を切り取って見たときに、製造業に該当する工程（例：0911 部分肉・冷凍肉製造業に該当する工程）については補助の対象となります。
- Q9 同じ原材料から複数の製品を製造していますが、それら全てが対象工程となりますか。
- A9 対象となります。ただし、申請は1年度中1事業者につき1回限りですので、複数の製品を完成品として申請する場合は、1完成品につき1枚の事業計画書（別記様式第2号）を作成してください。また、補助金は、1事業者（1完成品ではありません）につき最大4,000万円です。
- なお、原材料が同じであっても、以下の例のように完成品次第で製造業に当てはまらない場合があります。
- （例）
- 木材を加工し、イスを製造する → 対象（1311 木製家具製造業）
- 木材を加工し、家を建てる → 対象外（0651 木造建築工事業）
- 木材を加工し、芸術作品を作る → 対象外（7272 芸術家業）
- Q10 新規雇用者の定義にある「対象工程を行うことに関連して…雇用した者」とは、新規雇用者は必ず対象工程内の業務に従事しないといけないということですか。
- A10 以下の例のような、「対象工程そのものではないが、対象工程を行うことに関連して発生したと言える業務」に従事する場合も該当します。
- （例）
- ・既存従業員 A が対象工程を行い、新入社員 B が、従来 A が担当していた業務にあたる場合。
 - ・完成品を販売するために新たに採用した販売員。
 - ・完成品の取扱（販売）先を増やすために新たに採用した営業職。
- Q11 NPO 法人や一般社団法人などは対象になりますか。
- A11 営利目的の事業者を対象としていることから、対象外となります。
- なお、事業者が営利団体か非営利団体かについては、貴社の経営理念等ではなく、概ね、法人の種類（株式会社、合同会社、NPO 法人など）で判断します。
- Q12 個人事業主として創業後、法人成りしました。法人成り後10年経過していませんが、申請できますか。
- A12 個人事業主と法人の事業の連続性が確認でき、かつ、通算して10年以上営業されている場合は申請できます。

- Q13 申請日時点で市内に事業所がありませんが、対象になりますか。
A13 これから新たに市内に事業所を設置する方も対象になります。
- Q14 申請日時点で製造業を営んでいませんが、対象になりますか。
A14 これから新たに製造業を営む方（6次産業化など）も対象になります。また、Q8のとおり、製造業以外でも対象となる場合があります。
- Q15 対象工程の一部を他社に委託して良いですか。
A15 対象工程は、全て申請者が行ってください。
- Q16 「人員削減を行わずに労働生産性を向上させること」とありますが、機械を導入することにより人手が不要となる場合はどうすればよいですか。
A16 配置転換等により他の業務に従事いただくなど、雇用の維持を図ってください。
- Q17 補助対象設備等を賃借する場合も、ふるさと納税寄附金を活用している旨の表示を行わなければいけないですか。
A17 補助対象設備等を賃借する場合はふるさと納税寄附金を活用している旨の表示は不要です。
- Q18 ふるさと納税寄附金を活用している旨の表示を行うための工賃（刻字、看板等の制作費など）は取得額に含みますか。
A18 含みます。
- Q19 機械の設置費は取得額等に含みますか。
A19 機械本体の金額が対象であるため、設置費は対象外です。
- Q20 既に補助対象事業に該当する製造業を営んでいる場合、機械等の更新のために申請することはできますか。
A20 申請いただけます。
- Q21 補助対象設備等の要件に該当する機械が多くあるため、補助金の上限額に達する必要最小限のみで申請しても良いですか。
A21 必要最小限のみでも結構ですが、交付決定後に補助対象設備等を追加することはできません。機械の納品が遅れるなど、万が一、令和8年3月31日までに取得できなかった場合、当該機械等は補助対象外となり、補助金額が減少することにご注

意ください。

Q22 「相当程度の付加価値」を与える工程ではない工程に要する機械や倉庫等は補助対象となりますか。

A22 当該工程が、対象工程に密接にかかわる工程である場合（原材料の単なる切断、完成品の箱詰めなど）は対象になります。
ただし、消費者や小売店に販売するまでの輸送や保管等に要するものは対象外です。

Q23 家屋を建設する予定ですが、令和 8 年 3 月 31 日までに工事が完了しなかった場合、完了している分について補助の対象となりますか。

A23 令和 8 年 3 月 31 日までに工事を完了していただく必要があるため、全額が対象外となります。

Q24 加工場に完成品の販売店舗を併設する場合、当該店舗の建設や店舗で使用する機械は補助対象となりますか。

A24 製造・加工の工程で要するものが対象となるため、販売店舗にかかる設備等は対象外です。

Q25 補助対象設備等について 10 年間の賃貸借契約を結ぶ予定です。令和 8 年 3 月 31 日までに 10 年分の賃借料を支払えば、全額が補助の対象となりますか。

A25 補助対象となるのは、最大でも 5 年（60 か月）分までです。ただし、その後、当該賃貸借契約が解除となった場合などは、相当分の補助金を返還いただくことがあります。

Q26 申請書等に押印は必要ですか。また、必要であれば、どのような印鑑を使用すればよいですか。

A26 誓約書（別記様式第 6 号）は押印が必要です。その他の様式は、押印不要です。
使用いただくご印鑑は、法人は会社の代表取締役印（丸印）、個人事業主は代表者の私印（シャチハタ等の朱肉を使わない印鑑は不可）を押印してください。

Q27 印鑑を押印した様式は、郵送で提出しないといけないですか。

A27 印鑑を押印いただいた様式（誓約書（別記様式第 6 号））は原本が必要なため、郵送をお願いいたします。その他の提出書類はメールで送付いただいても結構です。

Q28 市税に未納がないことの証明書はどこで取得できますか。

- A28 市役所本庁 1 階収納課もしくは安土町総合支所 1 階安土未来づくり課で取得できます（マイナンバーカードを用いてのコンビニ交付はできません）。
取得には、1 通 300 円の費用がかかります。
本市からの課税対象になっていない場合は、法人の本社所在地または個人事業主の住所地の市区町村の税務関係の部署にお問い合わせください。
なお、本市の証明書の名称は「市税に未納がない証明書」ですが、自治体によって名称が異なる場合があります。
- Q29 交付決定はいつ頃に通知されますか。
- A29 9 月中の予定です。
- Q30 リース契約や賃貸借契約をしているため、補助対象設備等の課税評価額については把握していませんが、課税評価額が分かるものはどのように提出したら良いですか。
- A30 当該リース契約や賃貸借契約の契約書の写しまたは貸主の委任状をお持ちいただければ、市税務課または安土未来づくり課にて課税評価額をお伝え（書類の交付）できます。